

行田市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、行田市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害（負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害で、医師の診断により当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であった者であって、3日以上病院に入院することを要したものに限る。ただし、当該疾病が精神疾患である場合にあつては、3日以上労務に服することができない者その他市長が認める者に限る。以下同じ。）をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(見舞金の額)

**第3条** 条例第8条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷害見舞金 10万円

(見舞金の支給対象者)

**第4条** 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であつて、当該犯罪行為が行われたときに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条の規定により第1順位の遺族となるもの（以下

「第1順位遺族」という。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を負った者であって、当該犯罪行為が行われたときから傷害見舞金を申請するときまで引き続き住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されているもの(以下「傷害被害者」という。)

2 見舞金の支給対象となる犯罪行為は、警察にその被害が認知され、かつ、当該認知した事実を警察への照会等により市長が確認できることを要件とする。

3 第1項各号の規定にかかわらず、犯罪被害者がやむを得ない理由により住民登録をせずに市内に居住している場合は、市内に住所を有しているものとみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

**第5条** 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者等(配偶者又は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくは行田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年告示第52号)第5条に規定する行田市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を死亡被害者と共に受けていた者をいう。以下同じ。)

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子(養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと市長が認める場合を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者はそのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(見舞金の支給の制限)

**第6条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないものとする。

(1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上ある場合にあつては、そのいずれかのもの)と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があつたとき(婚姻を継続し難い重大な事由が生じていたときその他の当該親族関係が

破綻していたと認められる事情があるとき又はこれと同視することが相当と認められる事情があるときを除く。)

ア 配偶者等

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 三親等内の親族（ア又はイに規定する者を除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたとき。

イ 集団的又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、見舞金を支給する。

(遺族見舞金の額の調整)

**第7条** 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、第3条第1号に規定する遺族見舞金の額から支給を受けた当該傷害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

**第8条** 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第5条第3項の規定により選任された代表者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 犯罪行為が行われたときに死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
- (3) 遺族見舞金申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ関係にあった者である場合は、その事実を証明することができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者である場合は、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 遺族見舞金申請者が第5条第1項第2号に該当する者である場合は、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類
- (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認める書類  
(傷害見舞金の支給申請)

**第9条** 傷害見舞金の支給を受けようとする傷害被害者（第2号において「傷害見舞金申請者」という。）は、傷害見舞金支給申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書
- (2) 傷害見舞金申請者の住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(見舞金の支給申請の期限)

**第10条** 見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。  
(見舞金の支給決定等)

**第11条** 市長は、第8条又は第9条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書（様式第4号）又は見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書（様式第5号）

により通知するものとする。

(見舞金の請求)

**第12条** 前条第2項の規定により見舞金の支給決定の通知を受けた者(次条第1項及び第14条第1項において「受給者」という。)は、その支払を請求しようとするときは、見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(見舞金の支給決定の取消し等)

**第13条** 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めるものとする。

- (1) 第6条に規定する見舞金の支給の制限に該当するため、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、見舞金支給決定取消し通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(報告等)

**第14条** 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等(条例第2条第7号の関係機関等をいう。以下同じ。)及び医療機関に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

**第15条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以降に行われた犯罪行為に係る死亡被害者の遺族又は傷害被害者の見舞金の支給について適用する。

様式第1号（第8条関係）

（表）  
遺族見舞金支給申請書

年 月 日

行田市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号  
犯罪被害者との続柄（ ）

行田市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
犯罪行為が行われた場所			
犯 罪 被 害 者	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	犯罪行為が行われたときの住所	行田市	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
犯罪被害の発生状況			
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無（※）	有（ ） ・ 無		
加害者と第1順位遺族との親族関係の有無（※）	有（ ） ・ 無		
死亡前の傷害見舞金の支給の有無	有 ・ 無		
取扱警察署	都道府県 警察署		
他 の 第 1 順位の遺族	氏 名（フリガナ）	犯罪被害者との続柄	住 所
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		

(裏)

備 考	
	<p><b>【同意確認事項】</b></p> <p>(1) 犯罪被害の発生状況等、この申請に関して必要な事項について、行田市長が関係機関等及び医療機関に調査等を実施することに同意します。</p> <p>(2) この申請において、第1順位遺族が複数人いるとき、又は遺族見舞金の支給決定を受けた後にこの遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名</p>

**【添付書類】**

- 1 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 2 犯罪行為が行われたときに犯罪被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
- 3 申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 4 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ関係にあった者である場合は、その事実を証明することができる書類
- 5 申請者が配偶者以外の者である場合は、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- 6 申請者が行田市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条第1項第2号に該当する者である場合は、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類
- 7 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）
- 8 その他（ ）

遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

行田市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号  
犯罪被害者との続柄（ ）

私は、遺族見舞金を受けるべき第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記の者が遺族見舞金を受けるべき第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領する者になることに同意します。			
第1順位の遺族の 氏名（署名）	犯罪被害者 との続柄	住所	電話番号

第1順位の遺族である者のうち、上記欄に署名ができない者の理由等（未成年者、所在不明等）については、下記のとおり申し出ます。

第1順位の遺族の 氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

行田市市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

行田市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われたときの住所	行田市
犯罪被害の発生状況		
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無（※）	有（ ） ・ 無	
負傷又は疾病の状態	別添診断書のとおり	
取 扱 警 察 署	都道府県 警察署	
備 考		
<p><b>【同意確認事項】</b></p> <p>犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、行田市市長が関係機関等及び医療機関に調査等を実施することに同意します。</p> <p>年 月 日 氏名</p>		

**【添付書類】**

- 1 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書
- 2 申請者の住民票の写し
- 3 その他（ ）

様式第4号（第11条関係）

見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

行田市長



年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

（遺族見舞金・傷害見舞金）の額

円

見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

行田市長



年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号 (第12条関係)

見舞金 (遺族見舞金・傷害見舞金) 請求書

年 月 日

行田市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

行田市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額		円
見舞金の振込先	金 融 機 関 名	
	本 ・ 支 店 名	
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	

見舞金支給決定取消し通知書

第 年 月 日 号

様

行田市長



年 月 日付け 第 号で支給決定しました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、次の理由によりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

（また、既に支給した見舞金 円について、  
年 月 日までに返還してください。）

理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。